4年近く経って、やっと被害額が明るみに

・・・勧告に対する措置について(通知)・・・

2005 年 4 月 2 1 日付けにて「勧告に対する措置について(通知)」が監査請求を行なった町民 30 人に届きました。

【代表監査請求人・西澤伸明氏の解説】

以下の別紙を閲覧していただくと理解できますが、「盗水者」に請求したのは施設破損料の830円のみで、不正にまぬがれた水道料金や行政罰である5万円の過料について「話し合いをしました」とか「特定しました」という段階にとどまっています。3件の中で、一番古いものでは、平成13年6月の不正行為から4年近く経って、ようやく被害額を明らかにしたというものです。

また、罪を犯した行為に対して、「損害金の支払いの意志がない場合」や「支払いが滞れば」「被害届けなど」を考えるというものです。不正取水を発覚した時点で「町が被害を受けた」という認識があるのか、極めて疑わしいものです。

情報公開で得た 10 月 19 日の大町監査委員に対する町長の回答でも、盗水の行為を現認していてもなお「調べないと通告できない」と述べています。さらに重大なのは、以前から、不正取水のうわさを町長も「<u>不正盗水とかは耳にしている</u>」などと認識していたことをうかがわせる話をしています。にもかかわらず厳正で、確固とした対応を怠ってきたことが「盗水」行為を蔓延させてきたのです。

監査委員の勧告という法に基づいた裁きが下っても、このように甘い措置を正すため、署名運動など住民の運動をさらに強める方法を検討しています。みなさまのご協力よろしくお願いいたします。



甲良町代表監査委員 川 村 覺 様

甲水第 561号 平成17年4月1日

甲良町長 山本 日出東京都智 原東京

勧告に基づく措置について (通知)

地方自治法第242条第4項の規定に基づき、平成16年11月22日付け甲 監第40号で勧告のあった下記事項について、次のとおり措置したので通知しま す。

記

1 正規の水道料金相当額を賦課、徵収し、過料を科し施設損壊の損害額を弁償 させること。

A氏

被害損害額は、77,400円です。メーター移動であったので施設損害金はありません。過料額は50,000円です。まず水道使用料の滞納額は過年度からの未納額も多額のため毎月定額の10,000円を納入されています。 上記の話し合いは、平成17年2月14日に給水停止の話し合いをしまし

上記の話し合いは、平成17年2月14日に給水停止の話し合いをしました。

B氏

下水道工事に伴い水道管配管中に施設改造をされたので、担当職員が現地で確認して、不正改造を改善しました。本人立会い日は、平成15年10月21日です。工事中であったので不正取水はありませんでした。施設の改善に要した施設損害金は830円を徴収しました。

CK

被害損害額は、35,400円です。施設損害額は830円です。過料は50,000円です。

不正期間は、家族の転居などもあり状況調査に不測の日数を要したが、平成13年度分と特定しました。家庭環境が著しく複雑であり、過年度からの未納額も多額のため毎月定額の10,000円を3月から納入されています。年金生活世帯のひとり住まいとなった。生計を維持されている現状から計画分納としています。

2 窃盗罪と施設損壊罪で刑事告訴をすること。

A氏·C氏

刑事告訴につきましては、彦根警察署にも相談に行きました。また弁護士 と相談し、損害金の支払の意思が見られない場合は、支払が滞れば被害届な どの措置をします。

B氏

刑事告訴は、始末書の提出があったので被害届はしていません。

3 不正が発覚したときは厳正に処置をし、この際、徹底した調査と未然防止策 を講ずること。

未然防止策および今後の対応については、検針時に異常指示数が確認できれば、現地に職員が出向き「水道メーター異常値調査票」に対処方法を記入し、 条例に基づき措置するものです。現在調査票により業務を行っています。

その内容は

- ① 本人説明年月日の記入
- ② 現地確認年月日の記入
- ③ 調査依頼日の発送(町と本人で状況確認を行う)
- ④ 異常値原因の把握 (漏水・推定水量)
- ⑤ 証拠保全を行うための写真確認を行う。

平成17年度から管路漏水調査と、個別音調調査を行い正常に取水している か調査します。また、平成18年度から給水全世帯に対し軽量法によるメータ 一交換(義務付け)を3ヵ年計画で行うため逆流水がないか、同時に確認業務 を行います。